

令和 2 年分確定申告書類に関するご案内

令和 2 年 12 月吉日

お客様各位

A I C 税理士法人 確定申告係
〒530-0002
大阪市北区曾根崎新地 2-3-3
桜橋西ビル 9 階
TEL : 050 (7101) 1931
メールアドレス aic@aictax.com

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

以前、お客様の確定申告書作成代行のご依頼を受けました A I C 税理士法人でございます。

このたびも当法人へ確定申告書の作成及び提出をご依頼される場合には、下記の確定申告申込書に必要事項をご記入頂き、電子メール（PDF）又は郵送でのご返送をお願い申し上げます。ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡下さい。

敬具

留意点

- (1) 前々回の確定申告からマイナンバーの情報が必要となっております。

申込用紙にマイナンバーの記載をお願い致します（昨年以前に当法人にお伝え頂いている方は不要）。

また、番号確認と身元確認も行う必要がありますので、下記のいずれかを同封してお送りして頂きますようお願い致します（昨年度当法人に送って頂いている方は不要）。

- ① マイナンバーカード（写真付き）の両面のコピー
- ② マイナンバー通知カードと免許証のコピー
- ③ マイナンバーが記載された住民票と免許証のコピー

上記資料については確定申告書作成以外の目的では使用致しません。

また、お預かりした資料については当法人で処分させていただきますのでご返却は致しません。

- (2) できるだけ電子メールでのご連絡をお願いしております。メールアドレスをお持ちのお客様は確定申告申込書にメールアドレスをご記載ください。申告書作成にあたり追加資料のご依頼や不明点の確認等を電子メールにてさせていただきます。

- (3) 送付頂く資料はご返却致しませんので、特別な場合を除き、原本ではなくコピーをご送付ください。スキャナをお持ちの方は PDF に変換してメールでご送信頂いても結構です。

なお、申込書等や必要資料を PDF に変換して電子メールで送信していただく場合は、よろしければ PDF にパスワードを設定して頂き、別の電子メールにて当法人にパスワードを教えてくださいという形でマイナンバー等の個人情報の漏えいに気を付けていただければと思います。FAX での送信は字が潰れて見えにくい事がある為できるだけご遠慮ください。

- (4) 料金は前金制とさせていただきます。

- (5) 作業の流れ

5-1 電子申告の場合

1. お客様からのお申込み受付（不足資料があれば送付依頼をさせていただきます）

- 2.見積兼請求書の送付
- 3.お客様によるご入金
- 4.入金確認後に作業開始 ※作業開始後、通常 14 日以内に書類作成
(資料に不備がある場合には、資料を最後に頂いた日から 14 日以内に書類作成)
- 5.ドラフトを作成し還付額もしくは納付額を算出してお客様へ報告(申告書の原稿をPDF
ファイルにして電子メールにて送信、電子メールのないお客様はFAXにて送信)
- 6.お客様から当法人へメールにて承認の意思表示を頂きます(電子メールがない場合は
FAXにて承認の意思表示を頂きます)。
- 7.当法人にて直接税務署へ電子申告により申告書を提出
当法人よりお客様へ電子申告の控えを電子メールにて送信
納税額がある場合は当法人よりお客様へ納付書(PDF)をメール送信
お客様が納付書をプリントアウトして金融機関で納付
※原本以外の資料は返送致しませんので、ご注意ください。
※税務署へ原本を提出する必要がある場合は、当法人から税務署へ郵送致します。

5-2 紙での申告の場合

- 1.お客様からのお申込み受付(不足資料があれば送付依頼をさせていただきます)
 - 2.見積兼請求書の送付
 - 3.お客様によるご入金
 - 4.入金確認後に作業開始 ※作業開始後、通常 14 日以内に書類作成
(資料に不備がある場合には、資料を最後に頂いた日から 14 日以内に書類作成)
 - 5.確定申告書を作成し、納付額がある場合は納付書も同封してお客様へ郵送
 - 6.お客様が申告書の内容を確認し、押印の上、税務署へご郵送頂きます。
※原本以外の資料は返送致しませんのでご注意ください。
※税務署へ原本を提出する必要がある場合は、お客様から税務署へ郵送頂きます。
- (6) 申込書の受け付けは 1 月 15 日から行います。できるだけ早めのご提出をお願いします。
15 日以前にご送付頂いた場合は、15 日に受け付けたものとさせていただきます。
※なお、2 月 25 日以降に資料を頂く場合には、申告期限(3/15)に間に合わないことがあります
ますのでご注意ください。
- (7) ご不明な点や申告に必要な他の所得(不動産の売却、他の収入がある場合など)がございましたら、AIC 税理士法人 確定申告係までご連絡下さい。

所得税確定申告書の作成費用

本年度の確定申告作成費用は以下の通りとなります(金額はすべて税込です)。

●基本料金	◇居住者	
	電子申告(電子メールあり)	6,000 円
	電子申告(FAXのみ)	8,000 円
	紙での申告	10,000 円
	◇非居住者	
	電子申告(電子メールあり)	12,000 円

※ 上記基本料金は、合計所得金額が 1,000 万円未満の方とさせていただきます、
合計所得金額が 1,000 万円以上 2,000 万円未満となる場合には、上記基本料金の 3,000

円加算、2,000 万円以上 3,000 万円未満となる場合には、上記基本料金に 6,000 円加算となります。

※ 次の場合には、この料金表によらず、別途見積もりとなります。

- (1) 日本語以外の言語による対応が必要な場合
- (2) 合計所得金額が 3,000 万円以上になる場合
- (3) 日本国籍を有しない人
- (4) 海外の不動産所得など、日本以外での所得がある場合
- (5) 日本国外に居住の人

※ 電子申告は P C メール又は F A X でのやり取りが可能な方に限らせて頂きます。

※ 申告書提出代行サービス（紙での申告のみ）をご希望の場合は、別途 5,000 円いただきます。

※ 特急サービス（入金確認後又は資料受取後の遅い方の日より 5 営業日以内での申告書作成）をご希望の場合は、別途 8,000 円いただきます。

※ 電子申告(電子メールあり)を選択の方で紙での控えを送付希望の方は、別途 3,000 円いただきます。

※ 申告不要と判断され申告されない方も事前判定計算手数料として当初料金の半額を頂いております（申告不要とは、国税及び住民税の両方とも申告されない場合をいいます。住民税のみ申告される場合は、当初料金の全額を頂きます）。

但し、投資不動産申告初年度の加算分（1 件 5,000 円）がある場合には、申告不要でも加算分は頂くこととなりますのでご了承ください。

また、ご入金後にお客様のご都合で申告をキャンセルされる場合には、全額を頂くこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

※ 原本が必要でないにもかかわらずコピーではなく原本をお送り頂いた場合は、原本返還手数料として別途 2,000 円いただきます。

※ ふるさと納税ワンストップ特例の注意点：確定申告の寄付金控除を受けられるワンストップ特例ですが、確定申告を行ってしまうと、確定申告が優先されワンストップ特例が取り消しになってしまいます。ワンストップ特例を利用して確定申告を行う場合は、確定申告でもふるさと納税を申告する必要があります。

○以下のお手続きが必要な方は、上記の基本料金に以下の金額が追加されます。

- ・ 年末調整未済の場合（又は追加控除のある場合） 3,000 円
- ・ 年金収入がある方、源泉徴収票が複数枚の方 追加 1 枚につき 1,000 円
- ・ 年度の中途退職（退職金あり）の方 6,000 円
- ・ 医療費控除を受けられる方 4,000 円

（お客様で内訳書を記入して頂いている場合の料金です。集計作業の必要な方は、領収書 1 枚毎に別途費用 100 円がかかります。）

※医療費控除の記入フォームが必要な方は当法人HPよりダウンロードできます。

<http://www.aictax.com/gyoumu/kakutei.html>

- ・ 寄付金控除を受けられる方 1 件（領収書 1 枚） 3,000 円
（複数の寄付金がある方は 2 枚目以降は 1 枚につき 400 円追加）
- ・ 保険金等の満期による一時所得がある方（契約 1 件ごと） 5,000 円
- ・ ふるさと納税のみで 167 万円を超える方（一時所得） 10,000 円

- ・ Go to travel + Go to eat + ふるさと納税の合計額が 150 万円を超える方
(一時所得) 30,000 円より
- ・ 住宅ローン控除を受けられる方 初年度 10,000 円 次年度以降 3,000 円
※再開の場合 10,000 円
※バリアフリー改修工事や省エネ改修工事に係る住宅ローン控除につきましては、1 年目に上記 10,000 円に加えて、5,000 円追加料金がかかります。
- ・ 配当所得 (2 件目以降は 1 件当たり 1,000 円) 3,000 円
※特定口座に含まれるものは除く
- ・ 株式の売却 (特定口座) がある方 1 口座につき 4,000 円
(追加 1 枚毎に別途費用 3,000 円がかかります)
- ・ 国内株式の売却 (一般口座) がある方 5,000 円
(取引回数 1 回毎に別途費用 300 円がかかります)
- ・ 外国株式の売買 (一般口座) がある方 12,000 円
(取引回数 1 回毎に別途費用 600 円がかかります)
- ・ F X 等 (個別見積) 5,000 円より
- ・ 外国税額控除 5,000 円より
- ・ 仮想通貨取引の申告 (個別見積) 20,000 円より
- ・ 仮想通貨 評価方法の届出 10,000 円
- ・ 国外扶養親族の申告 1 人 20,000 円
- ・ 国外扶養親族の申告 2 人目～ @5,000 円
- ・ 納税管理人の届出書作成 10,000 円より
- ・ 納税管理人の代理 10,000 円より

- ・ スtockオプションの行使にかかわる料金：
 - 1) 税制非適格： 外国株式等 20,000 円より
国内上場株式等 10,000 円より
 - 2) 税制適格： 外国株式等 50,000 円より
国内上場株式等 30,000 円より
- ※RSUの給与所得にかかわる料金： 非適格ストックオプションに準じた料金となります。
- ※ストックオプション、RSUに関して当法人へのお申込初年度の方につきましては、別途 10,000 円の追加料金となります。
- (注 1) 外国通貨の換算が必要な場合は、取引価格を@1,000 円とする。

- ・ 不動産の売却にかかわる料金 (売却 1 物件につき)：
 - 1) 売却金額 3,000 万円未満 30,000 円
 - 2) 売却金額 3,000 万円以上 6,000 万円未満 50,000 円
 - 3) 売却金額 6,000 万円以上 (個別見積)
- ・ 不動産の売却で租税特別措置法の適用を受ける場合は上記の金額に 3,000 万円特別控除は 30,000 円
その他の租税特別措置法の適用を受ける場合は 50,000 円を加算
取得時の契約書がない場合は別途 20,000 円加算となります。
その他、特別の調査、検討が必要な場合には、別途料金を頂く場合があります。

・不動産収入のある方

- ・賃貸マンションが1室のお客様 15,000円
- ・賃貸マンションが2室のお客様 22,000円
- ・賃貸マンションが3室のお客様 29,000円

- ※ 電子申告はPCメール又はFAXでのやり取りが可能な方に限らせて頂きます。
- ※ 記帳については当法人で代行するしないにかかわらず、料金に影響ありません。
- ※ 以後1室増加につき7,000円加算させて頂きます。
- ※ 投資不動産申告初年度は1物件につき5,000円加算させて頂きます。
- ※ 10室以上の方、駐車場貸付のある方は別途お見積りさせて頂きます。
- ※ 農業所得・事業所得・贈与税のある方は別途お見積り致します。
- ※ 還付申告は5年間有効ですので、過年度分で未申告の場合も対応させて頂きます。

・事業所得

35,000円より

※平成26年1月から、事業所得・不動産所得・山林所得がある方は、これまで記帳の義務がなかった方も記帳・帳簿書類の保管義務が課せられることとなりました。確定申告書作成の受付は、記帳代行を当法人にて依頼されるお客様又は所定の条件を満たす帳簿をお客様の方でご用意頂ける方のみとなりますので、予めご了承ください。

当法人で作成する場合の記帳代行料金は別途見積り(30,000円～)となります。

- ・青色申告の場合は、追加で10,000円頂きます。但し、青色申告をすると10万円、55万円又は65万円の特別控除を受けることができます。

- ・財産債務調書の作成提出 20,000円より
- ・国外財産調書の作成提出 20,000円より

※上記について、提出義務違反があった場合、罰則規定が設けられています。

※なお、確定申告に関する料金表は、当法人のHPにて御確認いただけます。

<https://www.aictax.com/gyoumu/kakutei3.html>

AIC 税理士法人 確定申告係

TEL:050-7101-1931

メールアドレス aic@aictax.com

〒530-0002 大阪市北区曾根崎新地 2-3-3 桜橋西ビル 9階

www.aictax.com

確定申告書作成代行サービス 申込書

A I C 税理士法人 確定申告係

平成・令和 年度

確定申告書作成代行サービスを申し込みます。

1. 基本データ（住民票と同じ住所を記載してください。）

フリガナ		申込日	令和 年 月 日
氏名		生年月日	大・昭・平 年 月 日生
マイナンバー(12桁)		世帯主名	
住所	〒		
自宅電話		メールアドレス	
FAX 番号		携帯番号	

扶養親族の名前			
マイナンバー(12桁)			
続柄			
生年月日			
年間収入			

※ 特に連絡の取りやすい時間帯等をご指定いただいても結構です。できる限り対応させていただきます。

2. 基本料金の選択

- 電子申告 6,000 円（電子メールをお持ちの方に限ります）
- 電子申告 8,000 円（電子メールをお持ちでない方で FAX をお持ちの方）
- 紙による申告 10,000 円（ 申告書提出代行サービス（5,000 円）追加）
- 電子申告を選択された方で、利用者識別番号を取得済みの方は下の括弧に番号をお書きください。
 （ ） 昨年当法人で電子申告をした方は不要
 識別番号を未取得の方は以下のいずれかをお選びください。
- AIC で取得することを承認する（無料）
- 自分で取得する→取得のうえ、上記（ ） 欄にお書きください。

3. 申告(還付)理由 該当 にチェック✓し、必要事項を（ ） 内に記入してください。

- 不動産の賃貸料収入あり （ 記帳代行の申込を希望する 記帳代行の申込を希望しない）
- 個人事業を行っている （ 記帳代行の申込を希望する 記帳代行の申込を希望しない）
- 個人事業の事業内容 （ ）
- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 医療費控除 | <input type="checkbox"/> 中途退職 |
| <input type="checkbox"/> 年金収入 | <input type="checkbox"/> 不動産売却 |
| <input type="checkbox"/> 寄付金控除（ふるさと納税等） | <input type="checkbox"/> FX、仮想通貨の取引 |
| <input type="checkbox"/> 住宅ローン控除 | <input type="checkbox"/> 株式の売買、配当所得 |
| <input type="checkbox"/> ストックオプション・RSU | <input type="checkbox"/> その他（Go to travel 等の額 150 万超） |

4. オプション申込（ご希望の に✓を入れてください。）

- 特急サービス 8,000 円 （5 営業日以内に作成します）
- 電子申告（電子メールあり）を選択したが、紙での控えを送付希望 3,000 円

5. その他

- 今回ふるさと納税のワンストップ特例を利用されましたか した なかった
- 予定納税を納められているようでしたらその金額を教えてください。 _____ 円
- 振替納税を利用されていますか している していない
- 別紙の確定申告約款を確認・同意の上申し込みます。両面になっていますので、ご注意ください。

必要資料チェックリスト別紙

<医療費控除>

(1) 従来の医療費控除、(2) セルフメディケーション税制のいずれかを選択適用

(1) の場合

□ 医療費等の明細書又は医療保険者等が発行した医療費通知書のいずれか又は両方

※1 医療費等の領収書の添付は不要です。但し、医療費等の明細書に記載された1件の金額が10万円以上の場合には領収書のコピー又はPDFを添付し、原本はご自身で保管ください。

※2 全ての領収書をお送り頂き、当方で集計することも可能ですが別途1枚100円の集計料金がかかります。

(2) の場合

□ 一定の取組（納税者本人）を行ったことを明らかにする書類

※例えば以下の書類が該当します（R2年1月1日～R2年12月31日に行ったもの）

- ・インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証
- ・市区町村のがん検診の領収書又は結果通知書
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ・特定健康診査の領収書又は結果通知書
- ・人間ドッグやがん検診をはじめとする各種健診の領収書又は結果通知書

□ セルフメディケーション税制の明細書

※1 医薬品等の領収書の添付は不要です。但し、明細書に記載された1件の金額が1万円以上の場合には領収書のコピー又はPDFを添付し、原本はご自身で保管ください。

※2 全ての領収書をお送り頂き、当方で集計することも可能ですが別途1枚100円の集計料金がかかります。

<一時所得の申告>

下記の3つの支出の合計が年間150万円を超えている方は一時所得の申告が必要になる可能性があります。

- ・ふるさと納税の寄付金の額
- ・Go to Travelによる旅行代金（総額）
- ・Go to eatによる食事券の代金

これらが150万円を超えられる方はGo to TravelとGo to eatのポイント付与の書類を送付して下さい。

※レストラン等の予約によるポイント付与が多額にある場合は別途ご相談ください。

※Go to travelとGo to eatのポイント付与分とふるさと納税の30%の合計額が50万円を超えていると一時所得の申告義務が発生します。